

○島根県公安委員会・島根県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

(令和7年7月25日島備甲第1355号本部長通達)

警察による新型インフルエンザ等対策については、島根県警察新型インフルエンザ対策行動計画の策定について（平成28年3月17日島備二甲第1066号本部長通達。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、別添のとおり「島根県公安委員会・島根県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、諸対策を更に推進することとした。

各所属にあっては、これらの行動計画に基づき、引き続き、新型インフルエンザ等の発生及び蔓延防止に資するよう、関係機関が一体となって行う取組に積極的に参画するとともに、新型インフルエンザ等の発生時においても、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ各種混乱に伴う不測の事態についての的確に対処できるよう、万全を期されたい。

なお、旧通達は、令和7年7月25日限り、その効力を失う。

島根県公安委員会・島根県警察
新型インフルエンザ等対策行動計画

島根県警察

平成20年11月

(平成21年 1 月一部改正)

(平成25年 6 月一部改正)

(平成28年 3 月全部改正)

(平成 30 年 3 月一部改正)

(令和 4 年 4 月一部改正)

(令和 6 年 5 月一部改正)

(令和 7 年 7 月一部改正)

目 次

第1	計画の目的及び実施に関する基本的な方針・・・・・・・・・・	1
1	計画の目的及び構成・・・・・・・・・・	1
2	用語の定義・・・・・・・・・・	1
3	実施に関する基本的な方針・・・・・・・・・・	2
第2	準備期における措置・・・・・・・・・・	3
1	実施体制の整備・・・・・・・・・・	3
2	感染対策の準備・・・・・・・・・・	5
3	水際対策等に備えた管理者対策・・・・・・・・・・	6
4	医療活動に備えた管理者対策・・・・・・・・・・	6
5	多数死体取扱いに備えた措置・・・・・・・・・・	7
第3	初動期における措置・・・・・・・・・・	7
1	実施体制・・・・・・・・・・	7
2	感染対策・・・・・・・・・・	8
3	水際対策の支援・・・・・・・・・・	10
4	医療活動の支援・・・・・・・・・・	12
5	社会秩序の維持・・・・・・・・・・	13
6	新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等・・・・・・・・	13
7	条例の改正等への対応・・・・・・・・・・	13
第4	対応期における措置・・・・・・・・・・	13
1	実施体制・・・・・・・・・・	13
2	感染対策・・・・・・・・・・	14
3	水際対策の支援・・・・・・・・・・	14
4	医療活動の支援・・・・・・・・・・	14
5	多数死体取扱いに当たっての措置・・・・・・・・・・	14
6	社会秩序の維持・・・・・・・・・・	14
7	新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援・・・・・・・・	14
8	新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等・・・・・・・・	14
9	新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等・・・・・・・・	14
10	条例の改正等への対応・・・・・・・・・・	15
11	小康状態となった場合の措置・・・・・・・・・・	15
第5	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策・・・・・・・・	15
1	目的・・・・・・・・・・	15
2	警備本部等の設置・・・・・・・・・・	15
3	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策・・・・・・・・	16
4	防疫措置の支援・・・・・・・・・・	16
第6	警察本部長が命じた事項に対する措置・・・・・・・・・・	16

島根県公安委員会・島根県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

第1 計画の目的及び実施に関する基本的な方針

1 計画の目的及び構成

(1) 目的

この計画は、病原性が高い新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定された特措法に基づき作成された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府計画」という。）、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（令和4年11月1日警察庁乙備第22号ほか依命通達。以下「警察庁行動計画」という。）、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年6月26日制定。以下「県行動計画」という。）を踏まえ、島根県警察（以下「県警察」という。）がその所掌事務につき、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた具体的な対応等をあらかじめ定め、治安の維持に必要な警察活動を保持しつつ、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処することを目的とする。

(2) 構成

この計画の構成は、第2を「準備期における措置」、第3を「初動期における措置」、第4を「対応期における措置」、第6を「本部長が命じた事項に対する措置」とし、それぞれ県警察が実施する事項を定めることとする。

また、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、特措法の対象ではないが、関連する事案として第5に「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」を定めることとする。

2 用語の定義

この計画において、次に掲げる所属等に関する用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 総務課 警務部総務課をいう。
- (2) 留置管理課 警務部留置管理課をいう。
- (3) 広報県民課 警務部広報県民課をいう。
- (4) 会計課 警務部会計課をいう。
- (5) 情報管理課 警務部情報管理課をいう。
- (6) 警務課 警務部警務課をいう。
- (7) 人材育成課 警務部人材育成課をいう。
- (8) 監察課 警務部監察課をいう。
- (9) 厚生課 警務部厚生課をいう。
- (10) 生活安全企画課 生活安全部生活安全企画課をいう。

- (11) 地域課 生活安全部地域課をいう。
- (12) 人身安全少年課 生活安全部人身安全少年課をいう。
- (13) サイバー犯罪対策課 生活安全部サイバー犯罪対策課をいう。
- (14) 刑事企画課 刑事部刑事企画課をいう。
- (15) 捜査第一課 刑事部捜査第一課をいう。
- (16) 捜査第二課 刑事部捜査第二課をいう。
- (17) 組織犯罪対策課 刑事部組織犯罪対策課をいう。
- (18) 鑑識課 刑事部鑑識課をいう。
- (19) 交通企画課 交通部交通企画課をいう。
- (20) 交通指導課 交通部交通指導課をいう。
- (21) 交通規制課 交通部交通規制課をいう。
- (22) 運転免許課 交通部運転免許課をいう。
- (23) 交通機動隊 島根県警察交通機動隊をいう。
- (24) 高速道路交通警察隊 島根県警察高速道路交通警察隊をいう。
- (25) 公安課 警備部公安課をいう。
- (26) 警備課 警備部警備課をいう。
- (27) 外事課 警備部外事課をいう。
- (28) 機動隊 島根県警察機動隊をいう。
- (29) 情報通信部 中国四国管区警察局島根県情報通信部をいう。
- (30) 当直 警察本部の一般当直及び警察署の当直をいう。

3 実施に関する基本的な方針

この計画の実施に当たっては、県警察各部門が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の維持に万全を図るとともに、知事部局等関係機関との積極的な協力により、政府計画、県行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与するよう努める。

この計画の実施状況につき、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、時機を逸することなく島根県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）に報告し、所要の管理に服するとともに、県公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

また、新型インフルエンザ等のパンデミックにより不測の事態が生じた場合においても、県公安委員会における意思決定が円滑に行われるよう、事態の推移に応じて必要となる対応の手順及び内容について、あらかじめ準備をしておくものとする。

あわせて、県公安委員会の行う許可等の行政事務を含め、継続の必要性の高い通常業務を継続するために必要な体制の確保に努める。

さらに、新型インフルエンザ等のパンデミックは、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されるところであり、警察庁や知事部局等関係機関と連携を密にし、情勢の変化や警察庁行動計

画及び県行動計画の改定等に対応して、この計画を適時適切に見直し、必要な修正を加える。

第2 準備期における措置

1 実施体制の整備

(1) 対処体制の整備【警備課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等の発生に備え、総合力を発揮して対処し得る体制を構築するとともに、緊急時の職員の招集・参集基準、連絡手段等必要な事項を定め、随時見直しを図る。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報収集の手段及び方法【警備課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、警察庁、知事部局及び市町村等の関係機関との報告・連絡体制を整備する。その際、情報が迅速かつ正確に伝達されるようにするため、窓口担当課、担当者、夜間における連絡手段等を明確にし、連絡担当者に周知徹底する。

イ 発生状況の把握と分析【警備課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、警察庁に速報するとともに、所要の体制を確立して、情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に共有する。

(3) 業務継続に向けた措置

ア 優先順位の高い業務の選別【全所属】

各所属長は、新型インフルエンザ等がまん延し、欠勤者が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中させるなどの措置が講じられるよう、業務継続計画を定める。

イ 島根原子力発電所の警戒警備の徹底【警備課、機動隊】

担当所属長は、新型インフルエンザ等のまん延時において、原発特別警備部隊員に欠勤者が増加した場合であっても、警戒力を継続し続けるため、島根県警察第二機動隊(以下「第二機動隊」という。)の隊員又は島根県警察機動隊、第二機動隊及び島根県警察管区機動隊(以下「機動隊等」という。)の勤務経験者を警戒警備要員として運用するなどの代替措置をあらかじめ検討する。

ウ 備蓄食料の管理【会計課、警備課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等がまん延し、食料の入手が困難となった場合に備え、備蓄食料を適切に管理する。

エ 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の確保【留置管理課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等がまん延し、被留置者の食事につ

いて契約業者からの入手が困難となった場合に備え、被留置者の食事の入手手段の整備を図る。

(4) 装備資機材に関する措置

ア 装備資機材の円滑な運用に向けた措置【会計課、厚生課、警備課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等対策に資すると認められる装備資機材が円滑に運用されるよう、装備資機材の性能、使用方法について、職員に対する指導及び教養を推進する。

イ 装備資機材の整備等【会計課、厚生課、警備課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等の国内発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、部門ごとに、その配備状況を把握するなど適正管理を図るとともに、必要な装備資機材の整備に努める。

(5) 情報通信の確保

ア 通信に関する措置【地域課、警備課、警察署】

担当所属長は、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の通信の確保のため、情報通信部と連携した対処体制を整備する。

イ 情報管理に関する措置【総務課、広報県民課、会計課、情報管理課、警務課、人材育成課、厚生課、留置管理課、生活安全企画課、地域課、人身安全少年課、サイバー犯罪対策課、刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所、交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等が国内でまん延した場合においても各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等がまん延した場合においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制の確保に努める。

(6) 教養及び訓練の実施【厚生課、警備課、警察署】

担当所属長は、感染対策を始めとした新型インフルエンザ等に関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ等発生を想定した情報伝達訓練、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、知事部局等が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努める。

(7) 特定接種に向けた準備【厚生課、警備課、警察署】

担当所属長は、特定接種が円滑に実施されるよう、接種場所及び接種順位をあらかじめ検討する。

また、特定接種の対象者となり得る警察職員等は、別表第1のとおりとする。

2 感染対策の準備

(1) 職員の感染対策

ア 職員及びその家族に対する感染対策【厚生課、警察署】

担当所属長は、感染対策のための基本的措置について、平素から具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に周知する。

イ 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与手順の確立【厚生課、警察署】

担当所属長は、職員が新型インフルエンザ感染者及びその疑いがある者（以下「感染者等」という。）と濃厚接触した場合及び感染者等と濃厚接触する可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が適切に行われるよう、平素から島根県健康福祉部薬事衛生課、医療機関、抗インフルエンザウイルス薬を処方する薬局（以下「医療機関等」という。）等との連携強化並びに予防投与等に関する情報収集に努める。

ウ 職員発症時の対応要領の確立【厚生課、会計課、警察署】

担当所属長は、あらかじめ、職員及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合又は感染した疑いがある場合の報告及び連絡体制を定める。

また、職員の新型インフルエンザ等の感染が確認された場合を想定し、平素から勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員への対応要領を定める。

エ 医療機関との連携体制の整備【厚生課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等の診察を行う医療機関の設置状況について確認し、職員へ周知するとともに、職員が感染した場合に備え、医療機関との連携体制を整備する。

(2) 各種警察活動等における感染対策等

ア 留置管理施設における感染対策【留置管理課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等の発生時において、被留置者が感染者等となった場合の当該被留置者の診療及び隔離、勾留執行停止の要請等の措置、職員及び他の被留置者の健康診断並びに感染対策の対応方策について定める。

また、被留置者が感染者等となった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。

イ その他の各種警察活動等における感染対策【全所属】

各所属長は、新型インフルエンザ等の発生に備え、各種警察活動に際し

ての感染対策及び警察施設における感染対策に関し、対応要領を確認するなどの必要な準備を行う。

3 水際対策等に備えた管理者対策

(1) 国際海港における管理者対策

ア 国際海港管理者等との連携の強化【地域課、外事課、警備課、警察署】

担当所属長は、県内の浜田港、境港（江島岸壁）（以下「国際海港」という。）における水際対策に伴う警戒活動の実施に備え、平素から浜田港を管理する島根県浜田港湾振興センター、境港（江島岸壁）を管理する境港管理組合等（以下「国際海港管理者等」という。）との連携を確認及び強化する。

イ 管理者対策の実施【地域課、外事課、警備課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国から多数の者が入国することによる混乱や不測の事態の発生を防止するため、平素から国際海港管理者等関係機関に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を行う。

(2) 検疫所等における管理者対策

ア 検疫所等の管理者との連携の強化【地域課、外事課、警備課、警察署】

担当所属長は、検疫所、停留場所（以下「検疫所等」という。）及びその周辺における警戒活動の実施に備え、平素から浜田港を管轄する厚生労働省広島検疫所浜田出張所、境港（江島岸壁）を管轄する厚生労働省広島検疫所境出張所等（以下「検疫所管理者等」という。）との連携を確認及び強化する。

イ 管理者対策の実施【地域課、警備課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴って検疫所等及びその周辺において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から検疫所管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

(3) 感染者の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策【外事課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等に感染している者の密入国に対する警戒活動の実施に備え、平素から国際海港管理者等や検疫所管理者等との連携を確認及び強化する。

4 医療活動に備えた管理者対策

(1) 医療機関管理者等との連携の強化【地域課、警備課、警察署】

担当所属長は、医療機関等における警戒活動の実施に備え、平素から医療機関等の経営者、施設管理者その他の関係者（以下「医療機関管理者等」という。）との連携を確認及び強化する。

(2) 管理者対策の実施【地域課、警備課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等の発生時に医療機関等において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、医療機関の管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

5 多数死体取扱いに備えた措置

(1) 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置【捜査第一課、鑑識課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等の県内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、検視又は死体の調査への立会いに当たる医師及び死体取扱場所を確保する。

(2) 多数死体取扱手順の確立【捜査第一課、鑑識課、警察署】

担当所属長は、新型インフルエンザ等の県内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、多数死体取扱訓練を実施するなど多数死体取扱手順を確立する。

第3 初動期における措置

1 実施体制

(1) 警備本部等の設置

島根県警察本部長（以下「本部長」という。）及び各警察署長は、新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合、別表第2（島根県警察新型インフルエンザ等対策甲号警備本部等設置基準）に準じ、警察本部は別表第3（島根県警察新型インフルエンザ等対策甲号警備本部編成表）に掲げる甲号警備本部を、各警察署は警察署警備本部を設置するが、警備本部において新型インフルエンザ等対策業務に従事する職員の招集及び参集に当たっては、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応する。

また、警察本部においては、本部長が必要に応じ別表第4（島根県警察本部新型インフルエンザ等対策部隊編成表）に掲げる部隊を編成し対応する。

(2) 情報の収集及び報告

ア 発生状況の把握と分析

警備本部は、新型インフルエンザ等が国内において発生し、又は発生した疑いがある場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、警察庁に速報するとともに、所要の体制を確立して、情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に共有する。

イ 休日及び夜間における連絡体制の確立

当直は、休日及び夜間に新型インフルエンザ等が国内において発生し、又は発生した疑いについての情報を入手した場合には、警備本部へ速報する。

(3) 業務継続のための執務体制の確保

各所属長は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、警備本部の決定を経て、業務継続計画に定められた体制に移行する。

(4) 装備資機材の活用

警備本部は、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等による感染対策を講じ、治安維持機能の保持を図る。

また、感染対策資機材が適切に活用されるよう、新型インフルエンザ等がまん延する期間や地域に応じて当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図る。

(5) 情報通信の確保

ア 通信の確保

警備本部は、情報通信部と連携して通信の確保に努める。

イ 情報管理機能の確保

警備本部は、各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図る。

(6) 特定接種の実施

警備本部は、特定接種を行うことが決定された場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を行う。

2 感染対策

(1) 職員の感染対策

ア 職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底

警備本部は、職員に対し、その家族も含めて新型インフルエンザ等の感染対策のための基本的措置を徹底するよう指導する。

また、テレワークの活用や休暇取得の促進、出勤時の検温の徹底等により、職場における感染防止に配慮する。

イ 発生地域への海外渡航の中止

各所属長は、やむを得ない場合を除き、発生国又は地域への、公務での職員の渡航を延期又は中止し、また、公務以外の目的での渡航を延期又は中止するよう、職員に対し要請する。

ウ 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与

警備本部は、医療機関及び島根県健康福祉部薬事衛生課等と相互に協力し、職員が感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

エ 職員発症時の対応

警備本部は、職員及びその家族に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合には、医療機関への速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に就くことを禁止する。

(2) 各種警察活動等における感染対策

ア 留置施設における感染対策

(ア) 留置業務担当者に対する感染対策の周知徹底

警備本部は、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、次の措置を講ずる。

a 留置開始時の健康状態についての事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等を詳細に聴き取るとともに、捜査部門から感染を疑わせる事情の有無に係る情報を入手する。感染が疑われる場合には、健康診断を受けさせるなど当該被留置者の健康状態の早期把握に努める。

また、身体検査、所持品検査等に従事する職員には、マスク及び手袋を着用させ、当該業務終了後は、手洗い、うがい及び消毒を行わせる。

面会の受け付けを行う職員には、対応時にマスクを着用させ、面会受付時において、発熱、せき等の症状の有無、感染者等との接触の機会の有無等を面会人に確認し、症状がある面会人又は感染者等と接触の機会があった面会人にマスクの着用を求め、その着用を拒否された場合には、留置施設内における感染拡大防止の必要性を説明して理解を求めるなど、面会人から被留置者への感染の予防に必要な措置を講ずる。

b 工事業者等の留置施設に出入りする関係者については、あらかじめ、症状がある者又は感染者等と接触の機会があった者の施設内への立入の自粛を要請する。

c 必要に応じて、運動、入浴又は集中護送の中止を検討する。

d 発生地域においては、発生状況に応じて、職員及び被留置者に対し、手洗い、うがい、消毒及びマスクの着用を行わせる。

(イ) 感染が疑われる場合の報告

警備本部は、被留置者又は留置業務担当者が感染者等となった場合には、警察庁に速報する。

(ウ) 感染者等の隔離及び早期診療

警備本部は、被留置者が感染者等となった場合には、第2の2の(2)に定める対応方策に従い、感染者等となった被留置者の診療、隔離等の措置を講ずる。

(エ) 感染者等の庁舎内行動経路の確認及び消毒

警備本部は、被留置者又は留置業務担当者が感染者等となった場合に

は、感染者等の庁舎内における行動経路を確認し、滞在した場所や頻繁に接触したと考えられる箇所について必要な消毒を行う。

(ウ) 感染者等との接触者の検診

警備本部は、被留置者又は留置業務担当者が感染者等となった場合には、その他の被留置者及び留置業務担当者に健康診断を受診させる。

また、感染者等と濃厚接触があった留置業務担当者については、抗インフルエンザウイルス薬の投与を受けるよう指示する。

イ その他の各種警察活動等における感染対策

警備本部は、発生状況に応じ、各種警察活動に際して、また警察施設において、必要な感染対策を行う。

(3) その他

ア 感染対策に関する関係機関及び団体への情報提供

警備本部は、警察署協議会、交通安全協会、空港保安委員会等関係機関・団体に対し、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況及び新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等の感染対策の徹底を図る。

イ 不特定多数の者が集まる活動の延期又は中止

警備本部は、県警察が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の者が集まる活動について、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて延期し、又は中止する。

また、関係機関・団体に対して不特定多数の者が集まる活動の自粛を要請する。

さらに、これらの措置について広報を行い、住民への周知を図る。

3 水際対策の支援

(1) 国際海港における警戒活動等

ア 国際海港における警戒活動

(ア) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

警備本部は、初動期において、国外で新型インフルエンザ等が発生している場合には、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、国際海港の関係機関における自主警備状況及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、発生国から在外邦人が多数帰国すること、又は国内から在留外国人が多数出国することに伴う混乱及び出国自粛勧告に伴う混乱による不足の事態の防止を図るため、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対応体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を実施する。

(イ) 機動隊等の運用

警備本部は、水際対策に伴い大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁に速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。

イ 国際海港の周辺における交通規制

警備本部は、国際海港の周辺において交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を行う。

また、交通規制を行ったときは、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。

(2) 検疫所等における警戒活動等

ア 検疫所等における警戒活動

(ア) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

警備本部は、国際海港において、発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が行われることに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行われるよう、検疫所管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁からの指示や検疫所等関係機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、検疫等の円滑な実施を確保するため、警察庁及び知事部局等関係機関と報告、連絡調整及び連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。

(イ) 機動隊等の運用

警備本部は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所、その周辺等における警戒活動を行うに当たり機動隊等を運用する必要があると認められる場合には、感染対策を徹底した上で、機動隊等を集中運用する。

イ 検疫所等の周辺における交通規制

警備本部は、検疫所等の周辺において交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を行う。

(3) 感染者の密入国に対する警戒活動

ア 沿岸警備の強化

警備本部は、船舶を利用した感染者の密入国を防止するため、関係機関との連携を強化し、感染対策を徹底した上で、不審船や密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化する。

イ 関係機関との情報の共有化

警備本部は、密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報を関係機関に提供するなどにより、感染者の密入国に関する情報の共有

化に努める。

ウ 密入国事件取扱時における留意事項

警備本部は、密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の有無を調査するほか、感染者等であることが確認された場合には、検疫所、入国管理局その他の関係機関に速やかに通報し、協力してまん延防止に必要な対応を行う。

また、検疫を受けていない発生国又は地域からの密入国者を取り扱う際は、感染対策を徹底した上で、業務に当たる。

(4) 検疫体制の縮小に伴う措置

警備本部は、検疫体制が縮小される場合、その状況に応じ各種警戒活動等を縮小する。

4 医療活動の支援

(1) 医療機関等における警戒活動

ア 医療機関関係者等との連携の強化

警備本部は、医療機関等における警戒活動の実施に備え、医療機関管理者等との連携を確認及び強化する。

イ 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

警備本部は、医療機関等における混乱や不測の事態の発生を防止するため、医療機関等の自主警備状況及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、警備本部は、医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため、警察庁からの指示や関係機関からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。

ウ 機動隊の運用

警備本部は、医療機関等及びその周辺における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。

(2) 医療機関等の周辺における交通規制

警備本部は、医療機関等の周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を行う。

また、交通規制を行った場合は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。

(3) 患者等の搬送の支援

警備本部は、医療機関、知事部局、市町村等関係機関等から患者又は検体の搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行う。

5 社会秩序の維持

(1) 犯罪の予防一般

ア 相談対応を通じた住民等の不安の軽減

警備本部は、住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努める。

イ 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組

警備本部は、新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

(2) 各種犯罪の捜査

ア 関係法令違反の取締り

警備本部は、国際海港の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

イ 混乱に乗じた犯罪の取締り

警備本部は、新型インフルエンザ等の感染拡大に乗じた犯罪に関する情報を収集するとともに、取締りを徹底する。

(3) 混乱時における措置

警備本部は、新型インフルエンザ等の国内におけるまん延や、まん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁への報告・連絡を徹底するとともに、知事部局等との連携を強化し、組織の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進する。

6 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等

(1) 住民接種に対する支援

警備本部は、住民接種が行われる際、接種会場及びその周辺における混乱等による不測の事態の防止を図るため、市町村と連携を図り、感染対策を徹底した上で、必要な警戒活動等を実施する。

(2) 臨時医療施設に対する警戒

警備本部は、臨時医療施設に対して、4に定める措置を講ずる。

7 条例の改正等への対応

警備本部は、新型インフルエンザ等の発生時に緊急に必要な条例の改正等に適切に対応する。

第4 対応期における措置

1 実施体制

本部長及び各警察署長は、第3の1に定める措置を講ずる。

2 感染対策

警備本部は、第3の2に定める措置を講ずる。

3 水際対策の支援

警備本部は、対応期においても、水際対策の支援を行う必要がある場合には、第3の3に定める措置を講ずる。

4 医療活動の支援

警備本部は、第3の4に定める措置を講ずる。

5 多数死体取扱いに当たっての措置

(1) 多数死体取扱いに当たっての医師・関係機関等との連携

警備本部は、感染対策を徹底した上で、多数死体の取扱いに当たって、医師、関係機関等との緊密な連携を図る。

(2) 多数死体の調査の実施

警備本部は、多数死体取扱手順に基づき死体の調査を実施する。

6 社会秩序の維持

警備本部は、第3の5に定める措置を講ずる。

7 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援

警備本部は、第3の6に定める措置を講ずる。

8 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等

警備本部は、知事から事業者等に対して特措法の規定に基づく協力要請が行われるに際し、知事からこれに関連する警戒活動や広報啓発活動等について協力依頼を受けた場合は、知事部局と調整し、感染対策を徹底した上で、感染状況に応じた警戒活動等を実施する。

9 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等

(1) 特定都道府県知事等からの応援の要求に対する対応

警備本部は、県公安委員会に対して、特措法の規定に基づく特定都道府県知事等からの応援の要求があった場合には、警察庁に報告するとともに、その調整を受けた上で、当該要求を行った都道府県の公安委員会から警察法第60条第1項の規定に基づく援助の要求を受け、これに基づき必要な職員を派遣する。

(2) 感染を防止するための協力要請等に対する支援

ア 混乱を防止するための警戒活動等

警備本部は、特定都道府県知事が、使用制限等を要請したことに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、当該要請の対象となる施設の管理者等に対して自主警備の強化を促すなど、管理者対策を徹底するとともに、感染状況に応じた警戒活動を実施する。

イ 特定都道府県知事からの協力要請に基づく警戒活動等

警備本部は、特定都道府県知事から住民に対して外出自粛要請が行われ

るに際し、特定都道府県知事から住民に対して外出自粛要請が行われるに際し、当該知事からこれに関連する警戒活動や広報啓発活動等についての協力依頼を受けた場合は、これに的確に対応する。

(3) 緊急物資の運送に対する支援

警備本部は、特措法で定める医薬品、食品、医療機器等緊急物資の運送等に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応する。

(4) 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務

警備本部は、特措法により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置に係る事務処理に的確に対応する。

10 条例の改正等への対応

警備本部は、第3の7に定める措置を講ずる。

11 小康状態となった場合の措置

警備本部は、新型インフルエンザ等の国内における患者の発生が減少するなど小康状態になった場合であっても、引き続き感染対策の徹底及び社会秩序の維持に努める。

また、再度の感染拡大に備え、各種対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図った上で、状況に応じて第2及び第3に定める措置を講ずる

第5 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

1 目的

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、濃厚接触することにより鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染し、発症する例が見受けられる。鳥インフルエンザウイルスは、他の動物のインフルエンザウイルスに比べて変異しやすいとされており、変異の結果、人に容易に感染する特性を有して新型インフルエンザとなる可能性が高いものである。このため、鳥インフルエンザの発生は社会不安を惹起するおそれがあり、新型インフルエンザ等対策に準じて適切に対処する必要がある。

よって、本編を設け、警察が実施する措置をあらかじめ定め、事案発生時における迅速かつ的確な対処を行うこととし、もって、国民の生命、身体及び財産の安全の確保を図ることとする。

2 警備本部等の設置【警備課、警察署】

担当所属長は、管轄区域内で鳥インフルエンザの人での発症を確認した場合には、警察庁、知事部局及び市町村等関係機関と連携し、事態に応じて、別表第2（鳥根県警察新型インフルエンザ等対策甲号警備本部等設置基準）に準じ、警察本部は別表第3（鳥根県警察新型インフルエンザ等対策甲号警備本部編成表）、別表第5（鳥根県警察新型インフルエンザ等対策乙号警備本部編成表）、別表第6（鳥根県警察新型インフルエンザ等対策警備連絡室体制表）に掲げる警備本部等を、各警察署は警察署警備本部等を設置する。

ただし、鳥インフルエンザを発症した人の感染場所が国外であることが明らかである場合は、当該鳥インフルエンザウイルスの病原性及び感染力を考慮して、警備本部等の設置を判断する。

また、警察本部においては、必要に応じ別表第3（島根県警察本部新型インフルエンザ等対策部隊編成表）に掲げる部隊を編成し対応する。

3 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

- (1) これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスの人での発症が国外で認められた場合における措置【地域課、外事課、警備課、警察署】

担当所属長は、警察庁、知事部局及び市町村等関係機関と連携を図り、関連情報を入手した場合には、警察庁に報告する。

また、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することも予想されることから、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要と認められる場合には、国際海港における警戒活動を行う。

- (2) 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置

警備本部は、新型インフルエンザ等の発生時における措置に準じ、第3に掲げる措置のうち、1の(2)（情報の収集・連絡体制の確立）、(4)（装備資機材の活用）及び(5)（情報通信の確保）、2の(1)のア（職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底）及び(2)（各種警察活動等における感染対策）、4の(1)（医療機関等における警戒活動）並びに5の(1)（犯罪の予防一般）及び(2)（各種犯罪の捜査）を行う。

4 防疫措置の支援

- (1) 防疫措置実施地域における警戒活動等【地域課、警備課、警察署】

担当所属長は、防疫措置を支援するための警戒活動の実施に備え、平素から知事部局等の関係機関との連携を強化する。

また、防疫措置が実施される場合において、防疫措置に伴う混乱の発生を防止するため、警察庁に報告するとともに、知事部局等の関係機関との連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。

- (2) 防疫措置実施地域周辺における交通規制【地域課、交通規制課、警備課、警察署】

担当所属長は、知事部局等関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

第6 本部長が命じた事項に対する措置

各所属長は、第1から第7に定める事項のほか、新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、特別に本部長が命じた事項については、警備本部等においてこれを処理する。